

清朝入関後における内廷と侍従集団：順治・康熙年 間を中心に

内田，直文
九州大学大学院専門研究員

<https://doi.org/10.15017/25856>

出版情報：九州大学東洋史論集. 37, pp.115-146, 2009-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

清朝入関後における内廷と侍従集団

— 順治・康熙年間を中心に —

内田 直文

はじめに

清朝は一六世紀における東北アジアの地で、ヌルハチが萬曆十一年（一五八三）に挙兵して以降、ついには最後の中華帝国として広大な版図を統合するに至った王朝である¹⁾。清朝を支える社会・軍事組織は八旗であったが、ヌルハチは政権に帰属した氏族・部族の血縁・地縁をなるべく保存して、八旗を構成する最小の単位であるニル（*niru* 牛泉）に再編成した。そして自らは正黄・鑲黄二旗を支配するとともに、諸子を旗王として各旗に分封し、旗の統率を委ねた。順治年間以降、皇帝は正黄・鑲黄・正白旗（これを上三旗と呼称）を支配するようになり、八旗においてさらに卓越した地位を得るに至った。

これまで清朝の政治史・制度史研究は、部族的な要素を濃厚に残す八旗の連合体制（以下これを研究史の通例に従い連旗制と呼称）から、有力旗王の権限剥奪や官制整備などによる皇帝権の確立・中央集権化への過程について多くの優れた業績を残している。しかし近年、八旗制から清朝の国家構造を解明しようとする研究があるが、なかでも我が国においては入関以前では杉山清彦氏、清朝が中国内地を支配する入関以後では鈴木真氏が精力的に見解を提示している。

両氏は、分封された旗王が所属の旗人との主従関係をもとに自旗を領有し、王朝内で権利義務を均分する八分体制が維持され、清朝皇帝はあくまで自己の支配する上三旗のみに権限を有して旗王権力に介入できず、連旗制が存続することを論じる⁽¹²⁰⁾。

こうした見解について谷井陽子氏は、旗王と旗人との主従関係の存在が証明されないまま、いわば自明の前提として連旗制や清朝の国家構造が論じられていると根本的な問題を指摘し、八旗は当初よりハン・皇帝のもと集中管理される集権的な体制であるとす。また杜家驥氏は、ヌルハチ時代から清末に至る八旗制の変化について検討され、八分体制は次第に瓦解し、従って旗王権力も弱体化して官僚制へ組み込まれていったことを論じる⁽¹²¹⁾。

右のような八旗制に関する研究状況について筆者は、清朝政権が連旗制からハン・皇帝を軸とする集権体制へと質的な変容をたどることは必然の趨勢であるとの認識に立つが、それを明らかにするためには、以下の三点の解明が必要であると考える。すなわち各旗の旗人や族群レベルまで掘り下げた清朝皇帝の権力構造の動態的な形成過程、皇帝の側近集団の構成とその特質、さらにその総体としての皇帝権力と旗王権力の構造である。本稿において、順治・康熙年間ににおける内廷と侍従集団の形成を考察する所以である。

前稿では康熙帝が実質的な親政を開始した康熙八年（一六六九）に、その即位の際に輔政大臣の任にあたったエビルン（*chilun* 遏必隆）とその子息を内廷に入れ、御前大臣・御前侍衛・乾清門侍衛からなる内廷の侍従集団（以下本稿では御前侍衛・乾清門侍衛を内廷侍衛と仮称）が新たに設けられたことを明らかにした⁽¹²²⁾。しかし、何故にエビルン一族が内廷とその侍従集団の形成に重要な役割を担ったのか十分に説明することができなかった。

この侍衛はもともと満洲語でヒヤ（*hiya* 轄・蝦）と呼ばれ、ヌルハチの家人の機能が次第に分化して護衛を専門とするヒヤ集団が生まれ、ヌルハチや旗王らの近辺警護にあたった⁽¹²³⁾。ホンタイジの時代にこの侍衛を率いる側近としての内大臣が形成され⁽¹²⁴⁾、さらに康熙時代以降になると皇帝のブレーションとして内廷に常時入直し、清朝の版図統合に重要な役割を担った御前大臣とその内廷侍衛が設けられたのである。

従来の研究では、朝廷決議機関の変遷について詳細な成果があるものの⁽¹⁾、入関後の順治・康熙年間の内廷が、いかなる空間的・政治的機能を担ったのか未解明の状況にある。さらに、内廷を管掌しかつ皇帝の侍従集団となる御前大臣と内廷侍衛の形成について、前稿で動態的な解明を行ったが、特定一族が何故それに深く関わるようになったのか検討できなかった。この二点の解明は、自ずと順治・康熙年間における皇帝権力の形成過程とその旗王権力の超克に関わり、清朝政権の構造の一端を明らかにすることになると思われる。

よって本稿は、清朝入関後、特に順治帝の親政からその皇位を継承した康熙帝の親政前後に至る内廷と侍従集団の形成について考察することで、清朝皇帝の権力構造の一端を解明することを目的とする。

一 順治帝の親政と乾清宮の再建

順治朝について、すでに谷井俊仁氏が入関以前の連旗制から専制体制へと変容をなす過渡期にあたり、清朝の政権構造を分析するうえで重要な時代であることを指摘して久しい⁽²⁾。氏は特に滿漢問題に触れ、清朝を滿洲人と漢人の融合により生じた新たな「中華帝国」として位置づけることを論じられたが、清朝皇帝が連旗制を解体し、独自の専制体制を確立していく要因に、宮崎市定氏が明らかにした皇帝を中心とする文書処理の側面と⁽³⁾、口頭体制から文書体制への政治形態の移行とに着目する。

前稿において谷井氏の示唆を受け、順治初年の睿親王ドルゴン摂政期（一六四三～一六五〇）における朝廷決議について考察した。その結果、ドルゴン摂政期に文書行政化が推進されたこと、さらに旗王・旗人間の党争が旗属や姻戚關係を越えて行われていることを確認し、当該時期を集権化の過程として捉える必要性を論じた。さらにドルゴン麾下の正白旗を順治帝が接収した際、皇帝の上三旗を掌握し、既成の内大臣の組織よりも上位で侍衛の統合をはかる「領侍衛内大臣」が設けられたことを明らかにした⁽⁴⁾。しかし、順治帝親政以後の朝廷決議の変遷について明らかにすること

ができなかつた。

よつて本節では、順治帝親政以後における政局の推移を概観するとともに、順治帝へ政務決裁の一元化がはかられ、皇帝執政の場として内廷に乾清宮が再建される過程について明らかにしたい。

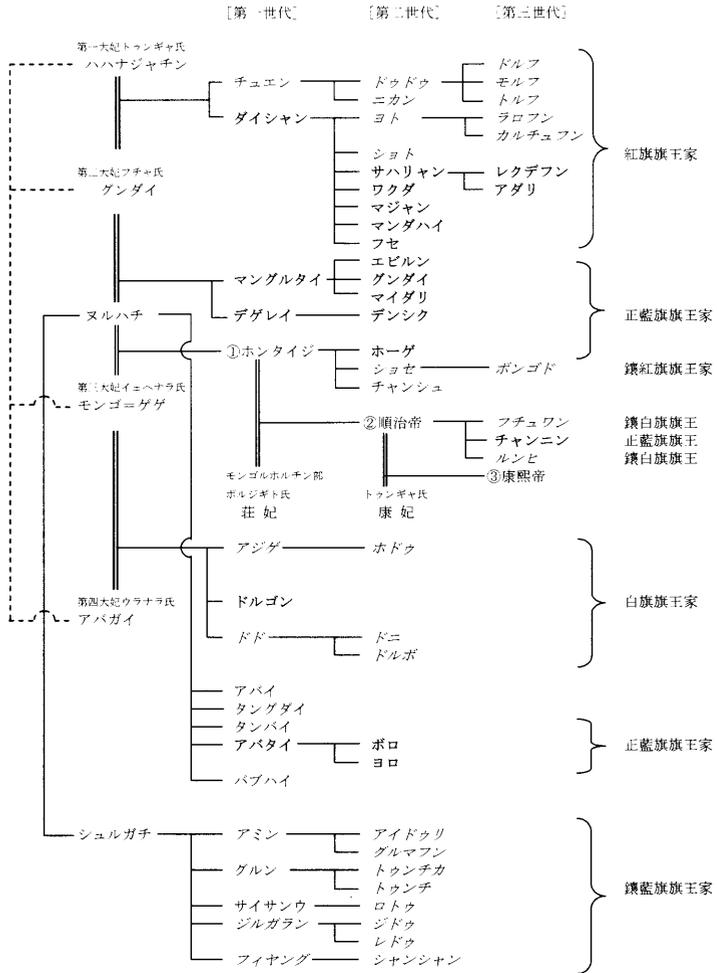
順治七年（一六五〇）一二月にドルゴンが巡行先の喀喇城で急死すると、順治帝は翌年に親政を開始した。まず、皇帝の諮問機関である内三院衙門を紫禁城内に移し¹⁷⁾、ドルゴン摂政期に廃止された管理部務王を再び任用して、六部と理藩院・都察院の各政務を監督管理させた¹⁸⁾。吏部にはヌルハチの第二子ダイシヤンの第七子・正紅旗異親王マンダハイ (mandahai 満達海)、戸部にはヌルハチの庶子アバタイの第三子・正藍旗端重郡王ボロ (boro 博洛)、禮部にはヌルハチの長子チュエンの第三子・鑲紅旗敬謹郡王ニカン (nikan 尼堪) が任用されているが、この三名は親政前年の順治七年二月より六部の管理を任されており、ドルゴン摂政期においても政権内で重任を担っていた。兵部にはホンタイジの第五子・鑲紅旗承澤親王ショセ (söse 碩塞)、刑部にはダイシヤンの子サハリヤンの第二子・正紅旗順承郡王レクデフン (lekdehun 勒克德渾)、工部にはダイシヤンの第四子・正紅旗謙郡王ワクダ (wakta 瓦克達)、都察院にはヌルハチの弟ムルハチの子・鑲白旗固山貝子ウダハイ (udahai 吳達海)、理藩院にはダイシヤンの子ヨトの第三子・鑲紅旗多羅貝勒カルチュフン (kalchun 喀爾楚渾) が任用された¹⁹⁾。各旗王の系譜については【図一】を参照されたい。

管理部務王には紅旗旗王家を中心にみな有力な旗王が任用され、自己が監督管理する部院の案件を審議処理した。重要な案件については国政の最高決議機関である議政王大臣會議に諮ったが、その全員が議政王にも任用されており²⁰⁾、年若い順治帝の親政を支える体制が整えられたのであった。

しかし、翌年の順治九年（一六五二）二月のマンダハイを初めに、三月にはボロ・レクデフン、八月にはワクダ・カルチュフンが相次いで逝去し、一月にはニカンが陣没するなど管理部務王・議政王に任用された旗王のほとんどが一年の間に亡くなる。これら旗王の死について史料は多くを語らないが、同年三月にはドド (dodo 多鐸) とドニ (doni 多尼) 父子が兄であり伯父であるドルゴンの専権を問われて爵位が降され、ドルゴンに与した主要な旗人の処分が行わ

清朝入関後における内廷と侍従集団―順治・康熙年間を中心に―(内田)

【図1】八旗旗王の系譜



※社家驥『清皇族與國政關係研究』（五南圖書出版公司、1998年）35～36頁をもと
人名の斜体は鑲旗、ゴジックは正旗を示す

れた⁽¹⁵⁾。また同月には管理部務王自体が廃止され⁽¹⁶⁾、翌四月にはワクダとドニが議政王を罷免される⁽¹⁷⁾。さらに順治一二年(一六五五)にはドルゴン兄弟とその派閥に対する罪が確認された後に、ワクダ・シヨセが逝去するのである⁽¹⁸⁾。勿論、病卒や陣没の者もあり、一概に論じることにはできないが、少なくとも順治九年には多くの有力な旗王が相次いで逝去するか政権から遠ざけられ、管理部務王も廃止されるなど、順治政権の構造が大きく変容する分岐点となったことは間違いない。事実、議政王が不在となった後の順治九年一〇月には、鑲藍旗鄭親王ジルガランの子・世子ジドゥウ(濟度)と敏郡王レドウ(勒度)、正藍旗饒餘親王アバタイの子・安郡王ヨロ(岳樂)、さらにジルガランの弟のフイヤングの子・鑲藍旗多羅貝勒シヤンシヤン(Sangšan 尚善)、安平貝勒ドウドウの長子・鑲紅旗多羅貝勒ドウルフ(duru 杜爾祜)が議政王に任命され⁽¹⁹⁾、総じて両藍旗・鑲紅旗から主な任用が行われて議政王大臣會議が再構成された。周知のように正藍旗は天聰九年のマングルタイ謀反事件で解体された後に、主に黃旗旗人による再編が行われ、ホントイジの長子ホーゲとヌルハチの庶子アバタイ・ボロ父子が領有した旗で、鑲藍旗はヌルハチの弟シユルガチの多くの諸子が分有した旗である。さらに鑲紅旗はダイシヤンの諸子と、ヌルハチに処分された長子チュエンの諸子孫が分有しており、当該時期の議政王の任命は、政権内における旗王の世代交代を促し、しかも八旗内で比較的脆弱な基盤の旗王を中心になされたのである。

さらに旗人の六部官・護軍統領・固山額真クラスを中心に議政大臣の任命が順治八・九年の間に断続的に行われ、これまでにはない構成員の充実をみた⁽²⁰⁾。特に議政王の任命が行われた九年一〇月には、新たに范文程・ヒフエ(希福)・エセヘイ(額色黑)ら内院大学士が議政大臣に加えられるが、大学士の議政大臣任命は従来見られないものである。同年正月にはドルゴンと共に輔政王として順治帝の親政までの政務を任されていたジルガランに題奏本章(清朝の公文書である題本・奏本の総称。以下、本章と略称)の内容について報告するのをやめ、順治帝へ直接本章の提出を求めた⁽²¹⁾。さらに各省漢官へ下す勅書・詔旨の形式が定められ、同年七月には本章の格式統一について指示されてお⁽²²⁾、順治九年は順治帝を中心とした朝廷決議・文書行政の整備が行われているのである。

順治帝は実際に政治を執るようになると、外廷の太和殿で大学士や部院官を謁見して政務処理を行うと同時に⁽²³⁾、順治一〇年（一六五三）には内院衙門へ赴いて、本章の閲覽や大学士らに政事についての諮問を行うようになった⁽²⁴⁾。

さらに太和殿で満洲人官僚のみ謁見していたのをやめ、内院・六部・都察院・通政使司・大理寺所属の満・漢侍郎以上の大官が公に会して上奏を行い、必要があれば事案に詳しい官員を引見して審議するように命じた。また、各部院官が面奏した案件を審議したのちに皇帝が口頭で批答を与え、部院官は本章を衙門に持ち帰って批署（皇帝が述べた論旨を記録）し、内院に送るこれまでの決議方式を改めることとなった。つまり、各官が面奏の後に本章を提出して退き、皇帝が満漢合璧の論旨を批書してから内院に送給し、内院において朱筆で本章に論旨を書写し（朱筆の論旨を奉じた本章を紅本と称する）、政務処理に関わる六科に転送して、六科で紅本の抄本を作成して関係各衙門に通達施行させることとなった。この紅本は月末に一括して内院へ返却された⁽²⁵⁾。

三月には満文による本章の格式が定められ⁽²⁶⁾、四月には機密や弾劾に関わる内容の本章については実封して提出するよう命じられており⁽²⁷⁾、本章による文書制度が次第に整えられていったのであった。

順治帝は順治九年以降、有力旗王を政權から排斥し、議政王大臣會議を旗人らによる議政大臣を中心とした審議の場へと再編成すると同時に、本章提出後に自らが最終的な決定を下す朝廷決議を行うようになった。その際に順治帝が下した論旨を大学士へ伝達する役職が必要となるが、そのため順治一〇年に宦官十三衙門を設置し⁽²⁸⁾、内廷における皇帝執政の場として、乾清宮の再建が命じられたのであった。

乾清宮はすでに順治元年七月にはその建造が命じられ、翌年五月には完成を見るに至っている⁽²⁹⁾。ただし、以下に見る戸科給事中周曾發の上奏に「頃者肇建乾清宮。皇上念財用而惜民力、特出内帑、無累百姓。大小臣工、誰不感服。」とあるように⁽³⁰⁾、おそらく荒廃に任せており、皇帝権の強化が推進された当該時期に再建案が持ち上がったのであった。

この乾清宮をめぐる、戸科給事中周曾發は、天変地異によって民力が疲弊しており、時期の不適切さを以て再建を

見合わせるよう上奏を行っている³¹⁾。それについて順治帝は、上奏の内容を是としながらも、都合により翌年に再建ができないため、吉日を選んで今年度中に工事を開始しよう命じている。また満洲人官僚からも反発があつたが、それは順治帝への集権化傾向を暗に批判する内容であつた。都察院左都御史屠頼らの上奏に、

向來部院事務、俱諸臣面奏。近見本章時、有寺人接進、臣子不得進見。萬一漸爲成例、則君臣之間、恐致疎遠矣。今修造乾清宮、設立司禮監等衙門二事、雖屢經奉旨、臣等竊有管見、蓋軍民饑苦尚未休息。

とあり³²⁾、これまで皇帝と官僚が対面して政務の処理を行つてきたが、最近では本章を提出する際に宦官が介在するようになり、君臣關係が疎遠になつてゐることを指摘し、時期の不適切さを述べて乾清宮や宦官衙門の建造について否定的な見解を提示した。さらに、

至前代不似我朝有内外大臣侍衛各官、故設立寺人衙門。我朝左右有内大臣侍衛隨從、内務有包衣大人章京管理。今奉上諭、設立司禮監衙門、寺人與近臣兼用、夫宮禁使令、固不可無寺人、但不必專立衙門名色。祇宜酌量與近臣兼用、以供使令可也。

と述べ、もともと侍衛や包衣 (booi niyalma の略・家人) などが存在し、宦官の司禮監衙門を設立することが必要なかというものである。順治帝親政以後の朝廷決議は、順治帝と官僚が対面のうへ審議して批答を与える方式から、順治帝が最終的な裁決を与えるのみといった集権化の傾向を示す。よつて上に見る乾清宮の再建と司禮監衙門の設置は、太和殿における【面奏↓審議↓批答】の一連の場合から、【面奏↓審議】のみを行う政治空間の場と本章の伝達を行う機関の必要性から生じたものと考えられる。そのため御史屠頼らの上奏は、社会不安を口実に乾清宮の再建や司禮監衙門の設置を見送ることを進言しつつも、暗には皇帝への集権化に対する批判でもあつた。

順治帝は給事中周曾發と同じく屠頼らの上奏の内容を是としながらも、それに答えて、

今總管内事乃勳舊大臣、忠誠爲國、朕自無慮。萬一有如冷僧機其人者、專權作弊、何以防察。因分設衙門、使各司其事、庶無專擅欺朦之患。衙門雖設、悉屬滿洲近臣掌管事、權不在寺人、且所定職掌、一切政事、毫無干預、與歷

代廻不相同。

と述べ、戸科給事中周曾發の上奏について指示したように、予定通り乾清宮の建造を行う意思を明示した。このレンゼンギ (lengsenggi 冷僧機) とは、ドルゴンの腹心として「摂政王下内大臣」に任じ、ドルゴンの死後に死罪に処せられた人物である³³。順治帝は権限を分散させることによって、レンゼンギが内大臣の地位を利用して権限を伸張し、ドルゴンの政策の遂行に便宜を図ったような弊害を防ぐため、宦官衙門を設置するに至ったのであった。また親政以後の順治政権は、勳舊大臣らによって推進されたことが知れるが、これは前稿で論じたように、ドルゴン麾下の正白旗を順治帝が接收し、上三旗に立脚した皇帝権を形成しようとした際に、勳舊大臣らを中心に領侍衛内大臣の組織が形成されたことを示している。順治帝が親政を開始した順治八年にはヌルハチの腹心エイドゥ (aidu 額亦都) の第一〇子イルデン (ilden 伊爾登・滿洲鑲黃旗人)、ソニン (sonin 索尼・滿洲正黃旗人)、セレ (sele 塞勒・滿洲鑲黃旗人)、順治九年にはやはりヌルハチの腹心フンドン (fondong 費英東) の孫オボイ (oboi 鰲拜・滿洲鑲黃旗人)、エイドゥの第一六子エビルン (evilyn 滿洲鑲黃旗人)、エルケダイチン (erkedaicing 額爾克代青・蒙古正黃旗人)、オチル (ocir 鄂爾齊・蒙古正黃旗人) らが領侍衛内大臣に任用されている。そのうちイルデン・セレ・エルケダイチン・オチルら四名は、ホンタイジ時代に初めて設けられた内大臣に任命された旗人であり、それに順治帝即位の際に忠誠を誓ったソニン・オボイ・エビルンらを取りたてて、領侍衛内大臣が形成されたのであった³⁴。

乾清宮の再建については、天災が重なり、滿漢官僚からも強い反発があつて、結局のところ順治一〇年には行われなかった。しかし、朝廷決議における順治帝への集権化は着実に進められている。同年一〇月には、本章が非常に多く、順治帝が逐一自ら批答を与えるのは重任に過ぎるため、太和門内に便室を設け、大学士・学士らを二班に分けて輪番で入直させ、批答を与える際の顧問に備えることとした³⁵。さらに同月には、順治帝自らは王宮の内にあつて外事の情報を得ることができないので、議政王・ペイレ・大臣・内三院大学士・九卿 (六部尚書・通政使司・大理寺・都察院) ・詹事・六科都給事中・各掌道御史が会同して政策を審議し報告するよう命が下っている³⁶。これは、乾清宮での執

政を前提に、議政王大臣會議に内三院大学士など国政の重任を担う大臣が一同に会して審議を行う場の設置を目的としたものと思われる。

そして順治一二年正月になり、乾清宮の再建が再度命じられた⁽³⁷⁾。しかし、鄭親王ジルガランが乾清宮の再建を非難する上奏を提出した。その内容は概ね「政務は太祖以来、皇帝が日々ベイレや大臣・タイジらに交えて合議されて当を得、詔令は必ず民意に適い、後世の範たるものが施行されていた。しかるに、乾清宮を再建することによって、合議の場が奪われ、詔令の信用性も失われる」といったもので⁽³⁸⁾、順治帝への集権化を批判した内容であった。順治帝はジルガランの上奏を嘉しながらも、この度の再建は着実に進められ、順治一三年（一六五六）閏五月には乾清宮とその宮門である乾清門が成るに至った⁽³⁹⁾。それにより科道や京官は内院に奏本を提出していたのを、今後は乾清宮で陳奏するよう改められ、通政使司が伝送する外省の題本は従来通り内院へ提出するよう命じられている⁽⁴⁰⁾。

この乾清宮の再建をめぐる問題視された宦官については、周知の通り乾清宮完成の前年の順治一二年六月に宦官十三衙門に勅諭を刻んだ鉄牌を立て、その政務介入を厳しく禁じていることから⁽⁴¹⁾、前述の御史屠頼らが指摘したような司禮監の宦官が皇帝と官僚とを媒介して本章を伝達することは憚られたと推察される。代わって内廷にあつてこの本章や皇帝の諭旨を伝達することを担ったのが領侍衛内大臣の統率する侍衛集団であった。ヌルハチの寵臣エイドゥの子孫にあたるメルゲチン (meigejin 墨爾格深) について、ニューフル氏エイドゥ家の家譜である『開国佐運功臣弘毅公家譜』の彼の本伝には、

少選侍衛、隨擢御前侍衛、旋陞頭等侍衛兼侍衛班領、司傳宣。世祖章皇帝深加任用、命食頭等男俸。

とある⁽⁴²⁾。メルゲチンは順治年間に順治帝の近侍侍衛に任命後、一等侍衛兼侍衛班領となり、皇帝の側近く侍つて諭旨の伝達に携わつたのであつた。当然のことながら本章の伝達も侍衛が行つたと考えられる。引用史料上の「御前侍衛」とは、後述のように御前大臣が統率する内廷の御前侍衛とは相違するため、皇帝直属の「内侍衛」のことを指すが、節を改めて考察するように、エイドゥ家が清朝皇族にとって特別な家柄であつたため、エイドゥの子孫が皇帝の側近集団

を構成することとなるのである。

その後、順治一五年（一六五八）七月には内院が内閣・翰林院となり、内閣大学士が皇帝に代わって決議案を予め作成する票擬を行うようになった¹³⁾。内廷における皇帝執政の場としての乾清宮は、再建からわずか二年後の順治一五年には惨憺たる様相を呈した。工部によれば財源不足が原因であるとするが、ただし乾清宮の再建をめぐり、滿漢官僚や旗王がその再建を強く反対していることが影響して、再建が不備に終わったと考えられよう¹⁴⁾。こうして、内廷に執政の場を設け、政務決裁権の一元化に立脚した皇帝権の確立は、康熙帝の時代を待つのである。

以上のように、順治帝親政後の集権化の過程を、朝廷決議の変遷と乾清宮の再建、ならびに管理部務王・議政王の任命にみる八旗旗王との関係から考察した。順治九年には有力旗王の多くが政権中枢から退けられ、順治帝を中心とする新たな政権や朝廷決議が再編成されたのであった。ヌルハチの諸子が分封され、八旗旗王として麾下に多くのニルを配し、軍事的緊張下にあった時代においては、旗王を中心に旗ごとに強い結束が促されたであろうが、順治年間になると旗王の諸子を中心に多くの分封が行われ、旗内の旗王の構成も複雑かつ細分化していった。「旗」単位で見れば、清朝皇帝は鑲黄・正黄・正白の三旗しか所有しないが、後代するにつれ、連旗制・八分体制の内実は失われ、清朝皇帝を頂点とする皇帝権力の範疇に旗王・旗人は再編成される趨勢にあったと考えられる。

二 康熙帝親政前後の政局の推移

順治帝は順治一八年（一六六一）正月の臨終にあたり第三子玄燁を皇太子に指名し、ドルゴンが朝廷内で権限を把持したのに鑑み、皇帝直属の上三旗旗人からソニン・エビルン・オボイ・スクサハ (salsaha 蘇克薩哈・滿洲正白旗人) らを輔政大臣に任命し、政務を補佐させた。前の三名は先述のように順治八・九年に、スクサハは順治一三年に領侍衛内大臣に任用され、順治帝の側近であった領侍衛内大臣の上三旗旗人から輔政大臣を任命している。これは順治帝の権

清朝入関後における内廷と侍從集団―順治・康熙年間を中心に―(内田)

力構造をそのまま康熙帝に継承させることを意図したと思われる。しかし、オボイとエビルンが次第に専横に振る舞うようになり、スクサハとその一族を死刑に処すに至った⁽⁴⁵⁾。康熙帝は兩名の専横を危ぶみ、朝廷における皇帝権の確立を急務とし、親政の初めに懸案である乾清宮を再建し、内廷に執政の場を設けることとなる。

順治帝が崩御すると再び内三院制へと戻され、宦官十三衛門が廃止された。順治年間における内閣・翰林院制への移行は、制度の変更や衛門・宮殿の移転・再建を段階的に行いながら施行されたのだが、では内三院制への回帰はどの段階のものであろうか。それについて、康熙帝が治世の四五五年目に、輔政期の冤罪による処分を、「当時の状況を知る老官がいなくなれば、多くの人は事情を知らないため、必ず朕自身の意思で行ったこと」と思われるのを畏れ、内大臣ミンジュらに当時の状況を逐一調べさせた満文奏摺がある⁽⁴⁶⁾。これは、康熙五年に旗地の交換に反対して死罪に処せられた戸部尚書スナハイらの著名な事件なども記録する貴重な史料であるが、スクサハの処分をめぐる輔政大臣期の朝廷決議の状況が克明に記されている。以下、それに基づいて検討したい。

スクサハの処分は康熙六年（一六六七）に行われたが、では康熙帝は輔政大臣を如何に見ていたのであろうか。満文奏摺における康熙帝の認識では、

我は彼ら（スナハイら：引用史料中の括弧内は筆者補記、以下同じ）を年老いた老官らと、みなひき続き官につけておくが、ソニン、オボイ、エビルンらはみな殺すべきであると迫って上奏し、スクサハは少し自分の意見を持っていて、彼らの通りに迫って上奏しないのである。我は彼らの仲の良くない様子を知り、諭旨を下したことは、「皇父の諭旨により政務を汝らに委ねたのである。本当に殺すべきならば、汝らが殺せ。生かすべきならば、汝らが生かせ」と言った。彼らは強引に殺したいと、ひたすら何度も迫って上奏したが、我は結局のところ彼らの言葉に従って諭旨を下したことはない。しかるに彼らは我の諭旨と書き出して、スナハイらを殺してしまった。

とある⁽⁴⁷⁾。康熙帝はソニン、オボイ、エビルンら三名を同列に専横の者と見ていることがわかる。また、引用史料に輔政大臣を招いて康熙帝の面前で審議を行い、その場で諭旨が書き出されていることから、順治一〇年の朝廷決議の方

式に戻されていることがわかる。

他の輔政大臣との対立を深めたスクサハは、康熙六年七月一二日に先帝の陵墓監守の任に就き、余生を保ちたいとの上奏を行った。ソニンはすでに六月に他界しているが、それについてオボイとエビルンは、康熙帝の諭旨と称して議政王大臣に会議するよう命じ、一六日に議政王・和碩康親王ギェシユ (*Giesu* 傑書) らは、二十四箇条の罪状でスクサハ並びに正白旗にある彼の子孫兄弟を死罪に処したのである⁴⁸。スクサハと他の輔政大臣らが対立を深めた要因の一つは、正白旗の彼の子孫兄弟がみな処分されたことから、順治帝時代に接收した正白旗旗人と、それ以前から皇帝麾下にあった両黄旗旗人との不和によると推測される。

康熙帝は、スクサハラ正白旗イェヘナラ氏の処分について前述の満文奏摺には、

またスクサハという者が輔政大臣でありながら、陵墓を監視に行きたいと上奏したのは、自身が病気になって(政務を)執り行えないことを述べたにすぎず、全く別の件の罪状はない。オボイはこの口実でスクサハを殺し、権勢を一つに握るのを謀って、上奏したことには事情があると各件を追求し、全くないような責任を負わせ、子孫に至るまで皆殺しにする罪に定めて上奏したので、…。

とあり⁴⁹、輔政大臣の相互関係を知る康熙帝は、スクサハは病身から陵墓の監視を願い出たに過ぎず、なるべく穏便に問題を沈静化しようと謀っている。

前節で触れたように、内三院制における文書処理過程は、本章が提出され、康熙帝は輔政大臣と合議のうえ満漢合璧の批答を与えるのだが、さらに審議を要する場合は、議政王大臣会議で審議させた。批答を加えた紅本は内三院を経て六科へと下され、六科で副本を作成のうえ各衙門へ指示が通達された。紅本は月末に六科から内三院へと返却され收藏された。ミンジュらが事案に関わる文書を調査した結果、紅本の表面は朽ち、裁決を下した満漢合璧の諭旨は見る事ができなかつた。そのため、内閣に残っていた諭旨の記録を書き写し、紅本に貼附して提出されたが、その諭旨には死刑に処す者としてスクサハの名前のみが記載されていたのであつた⁵⁰。再調査を命じられたミンジュらは、刑部に残

る檔案の内容について報告を行った。刑部の檔案に残る論旨には「スクサハのみをすぐに絞殺せよ、他の者を議の通りになせ」とのみ書かれており、批答を与える際にオボイが死罪に処す一族の名を読み上げたため、檔案の裏面にその名が補足的に記されていたというものである。つまり、皇帝の最終的な認可として、論旨に死罪に処す人名が全て記録されるはずなのだが、スクサハを絞殺に処し、他の者を議政王大臣の決議の通りに処分するよう記すにとまり、死刑を執行した刑部の檔案の裏面にのみ一族の処分者の名が残ることとなったのである。こうした正白旗のスクサハ一族の処分をめぐる当時の状況が確認されたことについて康熙帝は、

スクサハラを大罪に述べた殊批した事について、満洲字が朽ちて消えるならば漢字があるべきである。漢字が朽ちて消えるならば満洲字があるべきである。満洲字・漢字が全く残っていないことは、明確な証拠がでたぞ。これは特にオボイらがスクサハラを殺したことが、私の意にかなわないのを知って、あの様なもとの批した内容を代えて、「他の者を議の通りになせ」とまとめて記し、事案を曖昧に決しておいて、彼らに関わりがなく、私の処理したごととして記録させたのである。

と述べ、合議のうえ批答を与えて満漢合璧の論旨を書し、内院へ送る手続きが行われておらず、合議の段階で康熙帝の意向とは相違するかたちで正白旗のスクサハ一族が処分されたことがわかる。

なお、引用史料中では「オボイら」と複数で記し、スクサハ一族の処分に関わったもう一人の輔政大臣エビルンの名は明記しない。それについて、康熙帝は康熙八年五月にオボイを捕縛監禁し、罪状十二条を列挙して、オボイとエビルンの結党を非難し、罪を審議するよう上諭を下している。

康熙六年七月に、我は祖母太皇太后に上奏して、穀物や錢糧、刑名などの重任を担う大臣は方に一つも誤ればただごとでは済まないと上奏して、オボイとエビルンに暫く事務を共に処理するがよいと命じたのであった。いま見たところこれらの人々は権勢が非常に大きくなった。悪い者どもと党派を結ぶ。これらの者どもの悖逆の件……

とあり⁽⁵⁾、オボイとエビルンを同列に扱うが、審議案について提出した議政王ギェシユの票籤(票擬の草案)には、

オボイを殺すべきであつたらうに、ただ尽力することが年久しい。徒党を組んで悪逆を行つても、私はすでに憐れんだので殺すに忍びない。家産を没収して監禁せよ。…エビルンは徒党を組んだことがないので、罪を免じて太師公を免ぜよ。

とあり⁽⁵²⁾、オボイは罪を問われて監禁に処せられたのに対し、康熙帝の諭旨とは相違し、エビルンは免罪の上、爵位を削られたのみで済まされた。しかし、オボイとエビルンともに徒党を組んで康熙帝親政以前の政局を壟断したことは、満文奏摺や康熙帝の示した罪状十二条にみえ、なにより康熙帝自身の認識でもあつた。よつてエビルンのみが「徒党を組んだことがない」と特別に免罪された理由は、別に求めなければならぬ。

オボイの捕縛について、康熙帝は宮廷内に年少の侍衛を集め日々相撲に興じている様子を見せることでオボイを油断させ、時期をみて力士らに捕縛させたとするエピソードはよく知られている⁽⁵³⁾。これは幼くして英明な康熙帝像を示す物語として一笑に付すには重要な内容を含んでいるように思われる。それは、ホンタイジ時代より皇帝の側近く仕えた侍従集団の一つに力士集団があり、その一員を構成して皇帝の諭旨を伝達する役割を担つたのがエビルンの一族であつた。この一族から清朝皇帝の執政に重要な役割を担つた御前侍衛と乾清門侍衛、そしてそれらを統括する御前大臣を多く排出することになるのであるが、次節ではそれについて考察したい。

三 康熙帝の親政と御前大臣・内廷侍衛の任命

御前大臣とその統率下にある御前侍衛・乾清門侍衛の内廷侍衛については、内廷に入直して皇帝の側近く仕え、間諜や上諭の伝達、奏摺の授受、特使などの職掌を担つたことが明らかにされている⁽⁵⁴⁾。嘉慶年間の人・昭槿の記載から、御前大臣の設置は康熙時代であつたことが言われてきたが⁽⁵⁵⁾、前稿において康熙帝が実質的な親政を開始した康熙八年にエビルンを内廷に入直させたのが、御前大臣や内廷侍衛が形成された時期ではないかとの私見を提示した⁽⁵⁶⁾。し

かし、何故にニユフル氏エイドウ家のエビルン一族が内廷とその侍従集団の形成に重要な役割を担ったのか十分に解明することができなかつた。

よつて本節では、乾隆年間編纂『開国佐運功臣弘毅公家譜』（以下、家譜と略記）を基に、ニユフル氏エイドウ家一族の任官状況や清朝皇族との婚姻関係について考察し、ヌルハチ以来の清朝政権にこの一族がどのような役割を担ってきたのかを明らかにしたい。それにより、当一族が清朝皇帝の侍従集団を構成することになる必然性が判明するであろう。

康熙帝は親政を開始すると、順治帝以来の懸案である執政の場として内廷に乾清宮を再建し、皇帝権の強化を進めることになる。康熙帝は乾清宮が完成すると、康熙八年一月にそれまで居住していた外廷にある保和殿から乾清宮へと移ることとなつた。紫禁城において、ここに乾清門と乾清宮を軸に左右に内宮や宮中衙門を配する清朝の内廷が構成されたのであつた。親政を開始した康熙六年七月に、輔政大臣とその子弟に恩賞が与えられているが、その際にエビルンには一等公、その長子フアカ（*fa*）法喀）には正式に一等公を襲がせる賞賜がなされた。その後、康熙八年にオボイが失脚する際に、エビルンは康熙帝親政以後に完成した内廷に宿衛することになつたのであつた⁵⁷。

そもそも康熙帝の即位から親政に至る過程において、輔政大臣の一人であるオボイとエビルンが朝廷内で権限を握るに至つた理由の一是、その家柄の高さによる。オボイの出自するグワルギヤ（*guralgiya* 瓜爾佳）氏は世々スワン地方に居住し、清朝宗室の愛新覺羅姓を頂点として編成された八大ムクン（*mukun*：同一祖先による父系出自を結合紐帯とする人間集団）の筆頭にあげられる望族である⁵⁸。酋長索爾果とその次子フュンドンが萬曆一六年（一五八八）に部衆五〇〇戸を率いてヌルハチに帰属し、フュンドンはヌルハチの長子チュエンの娘を娶つた。初期のヌルハチ政権は、主に早期に帰属した地方豪族や縁者から五大臣・十ジャルグチを任命し、政権の支柱としていたが、フュンドンは主に裁判を職掌とするジャルグチの筆頭である大ジャルグチ（*amba jarguci*）に任じた。さらに第七弟郎格や第七子圖頼は議政大臣に任じ、清朝の国策決議に参加していた。そしてオボイはフュンドンの第九弟・ウイチ（*uci* 衛齊）の第三子

にあたるのである⁽⁶⁰⁾。

また、エビルンの父であるエイドゥは率兵以前からヌルハチと行動を共にしており、ヌルハチの族妹（伯父リドゥンの娘）を、のちにヌルハチの第四女ムクシ（*mukši* 穆庫什）を娶った⁽⁶⁰⁾。そうしたヌルハチ一族との婚姻や主従関係によつて、ヌルハチ麾下の黄旗を指揮する総兵官に任用され、軍功も重なつて五大臣の筆頭となつたのであつた⁽⁶¹⁾。

さらにエイドゥの第三子チエルゲイ（*cegei* 車爾格）・第八子トゥルゲイ（*turgei* 圖爾格）・第十子イルデン・第十三子チョーハル（*cohar* 超哈爾）兄弟を初め、諸子が要職を占めた。なかでもエビルンはエイドゥとヌルハチの第四女ムクシとの間に生まれた唯一の子にして末子であり、そのためエイドゥが天命五年（一六二〇）に軍事行動上の問題で失脚した際に、エビルンがその世職を継承することとなつたのである⁽⁶²⁾。

以上のことから、オボイの伯父フュンドンは十ジャルグチの筆頭である大ジャルグチとして、エビルンの父エイドゥは五大臣の筆頭として、ヌルハチの初期政権を支えたのであつた。そのため崇徳元年（一六三六）にホンタイジが国号を大清国に定め、寛恩仁聖皇帝に即位するにあたり、フュンドンには「真義公」、エイドゥには「大勇公」との称号が贈られ、王朝の正統性を示す祭天儀礼・太廟の祭祀で重要な五祖の神主とともに太廟に祭られた⁽⁶³⁾。順治時代には、功臣とその子孫に対して追賞を行つたが、なかでもフュンドンとエイドゥに対しては数度に亘る追賞が行われており⁽⁶⁴⁾、清朝においてその後も特に重用された家柄であることがわかる。その結果、オボイとエビルンは共に領侍衛内大臣に任用されて順治帝の側近となり、さらには輔政大臣として康熙帝即位時の政権に重きをなすことになる。

このように両名が清朝の正統性に関わるヌルハチ以来の功臣の家柄でありながら、オボイが監禁され、エビルンは処分を免れて内廷での宿衛を命じられたように、処遇が大きく相違した理由は、①祭天儀禮・太廟の祭祀で文官・武官を代表する功臣として神位を構成していたため、王朝の体面上、両者をともに断罪することが憚られたからではないかと推測される。また、②前節でメルゲチンが順治帝の諭旨を伝達する職掌を担っていたことを指摘したが、エイドゥ家が旗人のなかでも特に清朝皇帝に身近な家柄であつたことが影響したと考えられる。さらに③ヌルハチの第四女ムクシと

【表2】 ニュフル氏エイドゥ家御前大臣・内廷侍衛任官者一覧

御前大臣

名前	任命時期	職名	備考	出典
法喀	康熙17年	近侍内大臣	康熙初年に内廷行走 康熙17年に近侍内大臣	家譜707頁
瞻布	雍正9年	御前大臣	康熙60年に三等侍衛 雍正3年に乾清門侍衛	家譜482頁
訥親	乾隆10～14年	御前大臣	雍正4年に禮部筆帖式 乾隆10年に大学士・議政大臣	家譜741頁
阿里賓	乾隆27～34年	御前大臣	乾隆2年に御前侍衛	家譜751頁
費昇額	乾隆35～	御前大臣	乾隆23年に上虞備用処理唐阿 34年に隨侍衛内大臣	家譜806頁

御前侍衛

名前	任命時期	職名	備考	出典
巴喀	太宗年間	御前侍衛	騎射に優れる 幼くして二等侍衛 御前侍衛兼護軍參領	家譜207頁
墨爾格深	順治年間	御前侍衛	幼くして侍衛 御前侍衛任命後、一等侍衛兼侍衛班領となり伝宣を司る	家譜424頁
誤羅歡	康熙6～16年	御前侍衛・什長	若くして二等侍衛 一等侍衛・什長 康熙帝の伝宣を司る	家譜533頁
錫特木布	康熙8～22年	御前侍衛	康熙6年に三等侍衛	家譜357頁
英林寶	康熙16～18年	御前二等侍衛	康熙12年に三等侍衛 康熙18年に病氣のため太和門行走	家譜446頁
韻珠	康熙中期	御前侍衛	若くして内廷行走 一等侍衛	家譜736頁
策楞	雍正年間	御前二等侍衛	若くして藍翎侍衛 のち御前侍衛班領	家譜731頁
阿里賓	乾隆2～8年	御前侍衛	乾隆元年に三等侍衛 乾隆20年に議政大臣	家譜751頁
達爾當阿	乾隆7～22年	御前行走	藍翎侍衛より任官 乾隆 3年に三等侍衛	家譜765頁
索諾穆策凌	乾隆25～26年	御前侍衛	奏事処總理	家譜489頁
托雲	乾隆35年	御前行走	乾隆5年に藍翎侍衛 16年に二等侍衛 35年に乾清門行走任命後に移動	家譜776頁

乾清門侍衛

名前	任命時期	職名	備考	出典
法喀	康熙中期	乾清門三等侍衛	康熙初年に内廷行走 康熙17年に近侍内大臣	家譜707頁
瞻布	雍正3年	乾清門侍衛	康熙60年に三等侍衛 雍正元年に上驛院侍衛	家譜482頁
方海	雍正13年	乾清門藍翎侍衛	親軍より任命 乾隆14年に三等侍衛	家譜500頁
特通額	乾隆15～19年	乾清門行走	監生より乾隆15年に五品廕生	家譜788頁
果星阿	乾隆23～27年	乾清門行走	乾隆16年に三等侍衛	家譜742頁
特成額	乾隆31～43年	乾清門行走	官学生一乾隆29年に上虞備用処理唐阿 31年に十五善射	家譜793頁
色克精額	乾隆37年	乾清門行走	乾隆34年に三等侍衛 37年に侍衛什長	家譜813頁
布顏達賚	乾隆40年	乾清門行走	乾隆38年に筆帖式	家譜814頁
明安	乾隆45年	乾清門行走	三等侍衛より任命	家譜838頁
梓保	一	乾清門行走	三等侍衛より任命	家譜842頁

※『開国佐運功臣弘毅公家譜』・『八旗滿洲氏族通譜』をもとに作成

普遍的にみられるものであるが、清朝の官撰史料にはムクシとエイドゥ・トゥルゲイ父子との再婚について明記しない。また家譜においても、エイドゥとムクシとの婚姻については、「二爲太祖高皇帝第四女和碩公主」（三六頁）とあるが、トゥルゲイとのそれは、「娶覺羅」（割注）某人之女並生卒俱無考」（三九一頁）と記し、婚姻の存在自体を忌避していることがわかる。ただし、トゥルゲイの長子・伍爾格的妻は里八臺の祖母和碩公主の墓の側に葬られ（三九二頁）、エビルンやその長子色亮・三子法喀らも里八臺の公主の墓の側に葬られており（七〇五・七〇九・七一〇頁）、ムクシの諸子・諸孫として墓地を配されていることを認め得る。この婚姻を忌避するようになるのは、明らかに漢族的な婚姻観・家族観の影響によるものであるが、その事実を隠蔽するかのようになり、清朝はニュフル氏エイドゥ家を皇帝側近くに取り込み、内廷を形成していくのである。

つぎに第二世代について、ヌルハチから順治帝時代にもその多くが侍衛を経験し、要職についていることがわかる。特に注目すべきは、圖爾席の長子ウルシ（ursi 伍爾錫）と教徳の次子コダイ（Kodai 科岱）である。ウルシ

は幼時から侍衛に任命され、ホンタイジが初めて侍衛の等級を定めた際に一等侍衛となった。相撲を好くし、順治帝時代にモンゴルハルハ部の力士と相撲をとらせて功績があったため、副都統・善撲処行走に任命された⁶⁸。善撲処または善撲營は、順治初年に上三旗侍衛の内から選抜された者が、善撲、射撃、騙馬など種々の技芸を身につけ、供応に供えるために設けられた⁶⁹。敖徳の次子コダイも幼くして三等侍衛から二等侍衛となり、モンゴル力士と相撲をとって負けず、順治帝は特別に勁弓を作らせて与えたという⁷⁰。

清朝における相撲は、モンゴル諸部族を清朝に服属させるうえで重要な意味をもっていた。清朝初期の力士として有名なアルサラン (arsalang 阿爾薩朗：獅子の意) やバトウールジャン (batujang 巴圖魯詹：batur は勇士の意) は、常時ホンタイジに近侍して護衛にあたり、モンゴル諸部の王らが来朝した際にモンゴル力士を打ち負かすなど、清朝については清朝皇帝の權威を高める役割を担っている⁷¹。そもそも善撲を能くする力士は、人界・自然界を越えて北アジアの人々の精神や身体に働きかけるシャーマニズムを克服する力があると信じられていた。モンゴル諸部が清朝の版図に組み込まれたホンタイジの時代に、そうした森羅万象を調和する力士の呪術的な力への信仰を取り込み、ホンタイジの側近の一部は力士集団で構成されていたのであった⁷²。

力士集団は侍衛のなから勇力に優れたものによって構成されていたが、なかでも頭角を現していたのが、エイドウの孫にあたるウルシとコダイであった。そのことが要因となって、ウルシの長子メルゲチンは順治帝の御前侍衛に任命後、一等侍衛兼侍衛班領となり、皇帝の側近く侍って諭旨の伝達に携わったことは前述の通りである。また、コダイの弟ワダイ (wadaï 瓦岱) も幼くして順治帝に近侍し一等侍衛となった。エイドウ家という権門の家柄の兄弟が力士や侍衛として皇帝の側近くにあつて護衛にあたっていたため、彼らの弟であるモルホン (morhon 謨羅訥) は康熙帝の御前侍衛となり、康熙帝の諭旨の伝達に携わっている。『開国佐運功臣弘毅公家譜』五三三頁にモルホンの伝を載せて、

少爲三等侍衛。順治十四年襲父所得之二等輕車都尉、旋陞二等侍衛・侍衛什長。康熙六年襲勳舊佐領、陞頭等侍衛兼侍衛班領、擢御前侍衛・侍衛什長、司傳宣。聖祖仁皇帝每付以要務、謂公資性沉毅、足膺重任、常命與元老大臣

同列、恩遇甚隆。

とある。モルホンは天聰八年（一六三二）にエイドウの第十一子敖徳の第四子として生まれ、幼くして三等侍衛となり、順治年間には二等侍衛・侍衛什長となった。そして康熙帝が親政を開始した康熙六年には、一族の勳舊佐領（滿洲鑲黃旗第一參領第十佐領）を襲い一等侍衛兼侍衛班領となり、ついで御前侍衛・侍衛什長として康熙帝の諭旨を伝達することを掌ったのであった。まさに康熙帝に近侍して親政以後の政局に重きをなしたことがわかる。康熙帝が親政を開始すると、改めて乾清宮が修理され、皇帝への集権化が目指されたが、内廷で皇帝を支える側近集団を構成し、諭旨や文書の伝達など皇帝権の執行のために構成されたのが、御前大臣・御前侍衛・乾清門侍衛であったと考えられる。

エイドウがヌルハチ拳兵当初からの功臣であり、そしてなによりヌルハチの第四女ムクシをエイドウ・トゥルゲイ父子が相次いで娶り、エビルンが出生するなど、ヌルハチの姻戚であったことが要因となって、エイドウの子孫たちは、宮中で養育され、あるいは侍衛や力士としてハン・清朝皇帝の側近く仕え親密な関係を築いていたことを明らかにした。清朝における君主観・統治思想・制度組織や旗人レベルでの接触においても、時代を経るにつれ漢化の影響は避けがたいものがあり、そのためヌルハチの妹を功臣の父子が相次いで娶ったことが次第に忌避されるようになった。エビルンがオボイとともに弾劾されたにもかかわらず、爵位を奪われたのみで内廷に宿衛するよう命じられたのは、以上のようにエイドウ家が清朝の王権を維持するうえで最も重要な家柄であるとともに、清朝皇帝の正統性自体が問われかねない姻族であったことが要因と思われる。

康熙帝が実質的な親政を開始する康熙八年に乾清宮が再建され、前述のようにエビルンの侄にあたるモルホンが康熙六年以降に御前侍衛として康熙帝の諭旨の伝達を司り、エビルン自身は康熙八年から内廷に宿衛するようになった。また、エイドウの第六子達隆諤の孫で第三世代にあたるシトマンブ（*simambu* 錫特木布）は、康熙六年に三等侍衛であったが、康熙八年に御前侍衛に任命され、さらに第四世代の英赫資は康熙一六年から一八年の間、御前二等侍衛に任用されている。よって康熙八年に乾清宮を軸とする内廷が形成され、御前大臣と御前侍衛・乾清門侍衛からなる内廷の組

織が成立したと考える。

では、御前大臣の任命はいつのことであろうか。康熙八年のエビルンの内廷入直をもって御前大臣の任命と見なすのは早計に過ぎるであろうが、エビルンは康熙一二年に、ついでモルホンは康熙一七年に死去するが、両者をついで内廷で重要な役割を担ったのが、エビルンの第三子フアカであった。『開国佐運功臣弘毅公家譜』七〇九頁の本伝に、

少襲父所襲之一等公、在内廷行走。康熙十七年、襲勳舊佐領、隨擢近侍内大臣。聖祖仁皇帝加恩、不時賜衣帽鞍馬鳥鎗、以及上所服四團龍補褂。

とあり、康熙三年に生まれたフアカは幼くして内廷に入侍し、モルホンの死去した康熙一七年には勳舊佐領を継ぎ（満洲鑲黃旗第一參領第三佐領）、近侍内大臣に抜擢されている。『八旗通志初集』卷一一三、八旗大臣表によれば、康熙一七年にフアカは内大臣に任命されているが、それについて『八旗滿洲氏族通譜』卷五には、「其長子法喀承襲一等公、原任御前大臣・内大臣護軍統領兼佐領。」とあり、近侍内大臣とは御前大臣の名称がまだ定まらない以前の呼称ではないかと思われる。その理由の一は、内廷の機能が充実されるなか、父のエビルンと従兄弟のモルホンがともに内廷に入侍しており、彼らの担った職掌をフアカが継承しているからである。理由の二は、フアカは康熙二五年に爵位を削られて降格するまで近侍内大臣に任じていたが、弟の音徳はその間に内大臣に任用されており、弟よりも上位の役職にいたと推測されること、理由の三は、降格後に御前大臣に任官した記録がないこと、理由の四は、任期中にエイドウ家から御前侍衛にシトマンブ（康熙八〜二二年任）・英赫資（康熙二六〜一八年任）らが任用され、官職上においても、エイドウ家の家系においても、エビルンの嫡子であるフアカが彼らを統率するのに最も適任であるからである。よつて清朝における御前大臣の任命は、フアカが最初と考えたい。

フアカとそれ以後の御前大臣について、家譜に加え『八旗滿洲氏族通譜』・『国朝耆獻類徵初編』の諸資料から、乾隆年間までに限り抽出したのが【表3】である。それによれば、御前侍衛の任にあった英赫資の甥で第五世代の瞻布が雍正九年に乾清門侍衛から御前大臣に任命されている。またフアカが任を退いた際に、その勳舊佐領を襲った実弟音徳

【表3】 御前大臣（康熙～乾隆年間）

人名	任命時期	旗分	出身	任用	備考	出典
法喀	康熙17年	滿洲鑲黃旗	鈕祜祿氏額亦都家	近侍内大臣	康熙初年内廷行走	家譜707頁
瞻布	雍正9年	滿洲鑲黃旗	鈕祜祿氏額亦都家	御前大臣	康熙60年二等侍衛	家譜482頁
常明	雍正年間	滿洲正黃包衣	易州地方高麗人	御前大臣	雍正3年乾清門侍衛	通譜卷72
哈達哈	乾隆7年	滿洲鑲黃旗	瓜爾佳氏費莫東家	御前大臣	一	家譜275頁
訥親	乾隆10～14年	滿洲鑲黃旗	鈕祜祿氏額亦都家	御前大臣	雍正4年禮部筆帖式	家譜741頁
旺扎爾	乾隆13年	蒙古正白旗	科爾沁圖伯特氏	御前大臣	雍正6年御前二等侍衛	家譜279頁
阿里袞	乾隆27～34年	滿洲鑲黃旗	鈕祜祿氏額亦都家	御前大臣	乾隆2年御前侍衛	家譜751頁
豐昇額	乾隆35～	滿洲鑲黃旗	鈕祜祿氏額亦都家	御前大臣	乾隆23年上虞備用處拜唐阿	家譜806頁

※ 出典：『開國佐功臣弘毅公家譜』・『八旗滿洲氏族通譜』・『國朝耆獻類徵初編』

の子孫から、訥親・阿里袞の兄弟、阿里袞の子豊昇額が順次任用され、御前大臣の多くをニユフル氏エイドウ家から排出していることがわかる。それは、当家が清朝皇帝の正統性に関わる権門であったことが要因であろう。さらに、【表1】の第三・四・五各世代の子孫の多くが、皇族の家政機関である内務府においても重要な皇帝の乗馬や狩猟に備える上駟院や養狗処に任用され、清朝皇帝に身近に接する機会を得ていたことが考えられる。そのためエイドウを叔祖とする凌柱の娘が、康熙四三年に親王であった雍正帝に嫁して後の乾隆帝を産み、かつ乾隆帝は音徳の第五子愛必達の娘を娶るなど、「内」に秘匿すべき家柄を転じ、清朝皇帝の閨閣としての地位を確立するに至ったのである⁽⁷⁵⁾。

グワルギヤ氏フンドン家からは、乾隆七年にハダハ (Hadaha 哈達哈) が御前大臣に任用されているが、やはりこの氏族が清朝政権において重要な家柄であったことに関わると思われる。そのほか、易州出身の朝鮮人で滿洲正黃旗包衣の常明やモンゴルホルチン部出身の正白旗旗人ワンジャル (Wangjal 旺扎爾) が任用されているが、これらは清朝の多様な版図統合の必要上、時事の政策に通じた旗人を内廷に入侍させる必要があったためと思われる。

康熙時代の内廷成立当初から、御前大臣・御前侍衛・乾清門侍衛には上三旗中の権門であるニユフル氏エイドウ家から多数の任用者を出しており、康熙親政から乾隆年間にかけて、清朝内廷を支える有力な氏族であった。その結果、ニユフル氏エイドウ家は、皇帝直属の上三旗中筆頭の鑲黃旗滿洲都統第一參領所屬一七佐領のうち一〇佐領を専管するという、八旗制において他に類を見ない位置を占めるに至ったのである⁽⁷⁶⁾。

おわりに

清朝入関後、特に順治帝の親政からその皇位を継承した康熙帝の親政前後に至る内廷と侍従集団の形成について考察した。順治帝は順治九年に有力旗王を政權から遠ざけ、権力基盤の脆弱な旗王を議政王に任用し、議政大臣を中心とした国政の最高決議機関である議政王大臣會議を再編成した。そして本章による朝廷決議の方式を整備し、内廷に皇帝執政の場を形成することで、政務の決裁権を一手に担う専制的な集権体制を確立しようとした。しかし、満漢官僚や旗王の強い反対もあり、十全には成らずに終わった。

康熙帝が即位すると、順治一〇年の朝廷決議の方式へと戻り、次第に幼帝を補佐する輔政大臣オボイとエビルンに専横の振る舞いが見られるようになった。そこで康熙帝は実質的な親政を開始する康熙八年に、執政の場である乾清宮を再建し、乾清門と乾清宮を軸に左右に内宮や宮中衙門を配する内廷を構成した。そしてオボイを監禁すると同時にエビルンを内廷に入直させ、エビルンの出自するニユフル氏エイドウ家を中心に、清朝皇帝に直屬して内廷を管掌する御前大臣・御前侍衛・乾清門侍衛が組織された。ニユフル氏エイドウ家が内廷と侍従集団の形成に重要な役割を担ったのは、エビルンが父エイドウとヌルハチの第四女ムクシとの間に出生したことが要因の一つにあげられる。さらに、実母ムクシはエビルンの異母兄であるトゥルゲイと再婚しており、こうした通婚が漢化の影響を受ける中で忌避され、それを隠蔽するかのように入直し、清朝における特殊な権門の位置を得るのである。

内廷はその王朝の権力構造を明らかにする上で重要な検討課題の一つであるが、清朝における内廷の形成は、清朝の漢化の一面と見なすこともできよう。しかし、ホントアイジ時代にモンゴル諸部が清朝の版図に組み込まれた際に、力士集団がホントアイジの近衛を構成するなど、モンゴル文化の受容も見られる。さらに御前大臣や内廷侍衛の任命が、ヌルハチの第四女ムクシとエイドウ・トゥルゲイ父子の再婚が縁由となつて、ニユフル氏エイドウ家を中心に行われていることに、北アジア的な要素も認め得るのである。

これまでの清朝国家論では、中国的な専制王朝や、満洲人による征服王朝、近年においては中央ユーラシア的な王朝としての側面を強調する傾向がある。しかし、時代の趨勢のなかで様々な要素を融合しつつ、これまでにはない新たな「中華帝国」として清朝を位置づける視点も重要と思われる。

註

- (1) 厳密には清朝とはヌルハチのハン位を継承したホンタイジが寛恩仁聖皇帝に即位し、国号を大清国 *daicing gurun*、年号を崇徳と定めて以降（一六三六〜一九一一）をさし、ヌルハチの満洲国 *manju gurun*・金国時代と区分するが、本稿では便宜上ヌルハチ時代からも清朝と呼称する。
- (2) 杉山清彦「八旗旗王制の成立」『東洋学報』（第八三卷第一号、二〇〇一年）、同「大清帝国のマンチュリア統治と帝国統合の構造」（左近幸村編著『近代東北アジアの誕生』第九章、北海道大学出版会、二〇〇九年）、鈴木真「清朝入関後、旗王によるニル支配の構造」『歴史学研究』八三〇号、二〇〇七年）を参照。
- (3) 谷井陽子「八旗制度再考（一）——連旗制論批判——」『天理大学学報』第五六卷第二号、二〇〇五年）、杜家驥「八分体制瓦解后八旗領主分封的長期残留及其政治影響」（同『八旗与清朝政治論稿』人民出版社、二〇〇八年）。
- (4) 拙稿「清朝康熙年間における内廷侍衛の形成」『歴史学研究』七七四号、二〇〇三年）。
- (5) 侍衛については、佐伯富「清代の侍衛について——君主独裁権研究の一齣——」『東洋史研究』第二七卷第一号、一九六六年）、陳文石「清代的侍衛」『食貨月刊復刊』第七卷第六期、一九七七年）、常江・李理『清宮侍衛』（遼寧大学出版社、一九九三年）、増井寛也「グチュ *guchu* 考——ヌルハチ時代を中心として——」『立命館文学』第五七二卷、二〇〇一年）、同「建州統一期のヌルハチ政権とボオイリニヤルマ」『立命館文学』第五八七号、二〇〇四年）、杉山清彦「ヌルハチ時代のヒヤ制——清初侍衛考序説——」『東洋史研究』第六二卷第一号、二〇〇三年）を参照。なお、ヒヤの理解については、増井氏の論考に拠る。

- (6) 内大臣の任用については、拙稿「清朝内廷の成立」(近刊予定)を参照。
- (7) 宮崎市定「清朝における国語問題の一面」(同「宮崎市定全集14—雍正帝」岩波書店、一九九一年「一九四七年初出」)、Sias H. L. Wu, *Communication and Imperial Control in China: Evolution of the Palace Memorial System, 1693-1735*, Harvard University Press, Cambridge, 1970などを参照。
- (8) 谷井俊仁「順治時代政治史試論」(『史林』第七七卷第二號、一九九四年)。
- (9) 宮崎前掲註(7)論文。
- (10) 拙稿「領侍衛内大臣の形成—順治朝政治史の一齣—」(近刊予定)。
- (11) 『大清世祖章皇帝実録』(以下『世祖実録』と略記)巻五二、順治八年正月丁卯の条に、「移内三院衙署於紫禁城内。」とある。
- (12) 『世祖実録』巻五五、順治八年三月癸未の条。
- (13) マンダハイ・レクデフン・ワクダについては『八旗通志初集』巻一二九、ニカン・シヨセについては同巻一三三、カルチュフンについては同巻一三六、ウダハイについては同巻一三七、ポロについては『欽定八旗通志』巻一二九の各本伝を参照。
- (14) ポロとニカンは崇徳二年四月、レクデフンとウダハイは順治七年五月、シヨセとワクダは順治八年一〇月にそれぞれ議政王に任命されている。マンダハイはヌルハチ以来三代にわたり紅旗を率いたダイシヤンの爵位を継承した人物であり、当然ながら議政王として会議を構成した主要なメンバーと考えられる。これに順治七年五月に任命されたドニ(『世祖実録』巻四九、順治七年五月辛酉の条)を加えて議政王が構成されていた。管理部務王の議政王任用時期については前掲註(13)の各本伝を参照。なお議政王大臣制については、神田信夫「清初の議政大臣について」(同『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五年「一九五一年初出」)、傅宗懋「軍機処溯源(二)——清初議政体制」(同『清代軍機処組織及職掌之研究』第二章、嘉新水泥公司文化基金会、一九六七年)、白新良「順治時期清朝政府の中樞決策」(同『清代中樞決策研究』第三章、遼寧人民出版社、二〇〇二年)、趙志強「中央決策機制的形成」(同『清代中央決策機制研究』第四章、二〇〇七年)、杜家驥「入関後八旗王公大員議処國家機要大政的議政王大臣會議」(杜家驥前掲註(3)論著所収)を参照。

清朝入関後における内廷と侍従集団—順治・康熙年間を中心に—(内田)

- (15) 一例として周遠謙・趙世瑜『皇父撰政王多爾袞全伝』(吉林文史出版社、一九八六年)四六二〜四六四頁を参照。
- (16) 『世祖実録』卷六三、順治九年三月丙戌の条に「罷諸王・貝勒・貝子管理部務。」とある。
- (17) 『世祖実録』卷六四、順治九年四月乙卯の条。
- (18) 『世祖実録』卷九〇、順治一二年三月庚子の条。ワクダとシヨセの逝去については前掲註(13)の各本伝を参照。
- (19) 『世祖実録』卷六九、順治九年一〇月戊午の条。なお各旗王については『八旗通志初集』卷一三〇・一三二・一三九の各本伝、ならびに趙志強「中央決策之多元化」表17(趙志強前掲註(14)著書所収)、一九三〜一九四頁を参照。
- (20) 『世祖実録』で確認されるだけで順治八年正月〜一〇年一二月までに三二名の議政大臣の任命が行われている。趙志強「中央決策之多元化」表19(前掲註(14)著書所収)、一九七〜一九九頁を参照。
- (21) 『世祖実録』卷六二、順治九年正月壬寅の条、「以後一應章奏、悉進朕覽、不必啓和碩鄭親王。其各省漢官敕書、俱著繙譯清字、啓奏記檔。敕上止用漢字給發。」とある。
- (22) 『世祖実録』卷六六、順治九年七月癸未の条、「論内三院。内外題本・奏本、各有格式。先已敕禮部、發式通行。近見内外本章、尚有長短寬窄、違式參差者。内院即傳諭禮部、嚴加申飭、務使在京滿漢大小各官、在外督撫按下至府州縣衛所等衙門、俱畫一遵行。」。
- (23) 『世祖実録』卷五二、順治八年正月庚申の条。
- (24) 『世祖実録』卷七二、順治一〇年二月己酉・己未の条などを参照。
- (25) 宮崎前掲註(7)論文、二九二〜二九五頁。なお順治帝は政務決議の参考に親政以前の本章をも閲覽しており、内院にはドルゴン撰政期からの本章が収蔵されていたようである。『世祖実録』卷七五、順治一〇年五月丁卯の条を参照。
- (26) 『世祖実録』卷七三、順治一〇年三月戊辰の条に、滿文本章の格式について、①官員の銜名、②「謹題」の字、③「所條陳爲某事」の順に記すよう命じている。
- (27) 『世祖実録』卷七四、順治一〇年四月己亥の条。

- (28) 唐益年『清宮太監』(遼寧大学出版社、一九九三年)一四〇―一五頁。
- (29) 『世祖実録』卷六、順治元年七月乙卯、卷一六、順治二年五月辛亥の条。
- (30) 『世祖実録』卷七六、順治一〇年閏六月戊子の条。
- (31) 同右。
- (32) 『世祖実録』卷七七、順治一〇年七月丁酉の条。拙稿前掲註(4)論文を参照。
- (33) レンセンギについては、磯部淳史「清朝順治初期における政治抗争とドルゴン政権―八旗制度からの考察を中心に―」(『立命館東洋史学』第三〇号、二〇〇七年)一七頁などを参照。
- (34) 拙稿「領侍衛内大臣の形成―順治朝政治史の一齣―」(近刊予定)。
- (35) 宮崎前掲註(7)論文、二九三―二九五頁。
- (36) 『世祖実録』卷七八、順治一〇年一〇月己卯の条。
- (37) 『世祖実録』卷八八、順治一二年正月甲午の条。
- (38) 『世祖実録』卷八九、順治一二年三月壬戌の条。谷井前掲註(8)論文、一四八頁、拙稿前掲註(4)論文を参照。
- (39) 『世祖実録』卷一〇一、順治一三年閏五月己未の条。
- (40) 『世祖実録』卷一〇二、順治一三年六月甲申の条。京官の本章はその多くが満文であったため直接上奏することができたのに対し、外官の本章はほとんどが漢文であったので内院で満文に翻訳する必要がある、両者の上達過程に相違がみられた。宮崎前掲註(7)論文、三〇三―三〇五頁を参照。
- (41) 『世祖実録』卷九二、順治一二年六月辛巳の条。
- (42) 特成額・福明纂修『開国佐運功臣弘毅公家譜』(乾隆年間鈔本、『北京図書館藏家譜叢刊民族卷』第三九冊、北京図書館出版社、二〇〇〇年所収)四二四頁。
- (43) 順治年間における内閣・翰林院の成立については、宮崎前掲註(7)論文、二九六―二九九頁を参照。

清朝入関後における内廷と侍従集団―順治・康熙年間を中心に―(内田)

- (44) 拙稿前掲註(4)論文を参照。
- (45) 蒋兆成・王日根『康熙傳』(台湾商務印書館、二〇〇二年)四〇二―四〇八頁を参照。
- (46) 中国第一歴史檔案館蔵『康熙朝滿文硃批奏摺』(九州大学附属図書館所蔵マイクロフィルム)明珠、内政職官、無年月、案卷号五〇〇。奏摺とは康熙二〇年代に皇帝と官僚とが直接交わすようになった私的な文書をいう。詳細については拙稿「清代康熙年間における奏摺政治の展開」『九州大学東洋史論集』第三三号、二〇〇五年を参照。
- (47) 『康熙朝滿文硃批奏摺』明珠、内政職官、無年月、案卷号五〇〇。
- (48) 劉家駒「康熙皇帝の集權與激変」『東吳歴史学報』第三期、一九九六年)六三―六四頁。
- (49) 『康熙朝滿文硃批奏摺』明珠、内政職官、無年月、案卷号五〇〇。
- (50) 『康熙朝滿文硃批奏摺』明珠、内政職官、無年月、案卷号五〇〇。
- (51) 『宮中檔康熙朝奏摺』第八輯(滿文論摺第一輯)、上諭、康熙八年五月二二日。
- (52) 『宮中檔康熙朝奏摺』第八輯(滿文論摺第一輯)、上諭、康熙八年五月二三日。
- (53) 蒋兆成・王日根前掲(45)著書、二四〇―二四五頁、岡田英弘「清の聖祖康熙帝―滿洲人の征服王朝「清帝国」」(同『皇帝たちの中国』第五章、原書房、二〇〇二年)二一九―二二七頁。
- (54) 佐伯・陳文石・常江ら前掲註(5)論著を参照。
- (55) 昭種『嘯亭續錄』卷一、「御前大臣」の項に「本朝鑒明弊政、不許寺人干預政事、命内務府大臣監之。然内廷事務、每乏統領之人、仁皇習知其弊、特設御前大臣、皆以内廷勳戚諸臣充之。無定員。凡乾清門内之侍衛司員諸務、皆命其統轄。」とある。常江ら前掲註(5)著書二四〇―二四五頁。
- (56) 拙稿前掲註(4)論文を参照。
- (57) 同右。
- (58) ムクンについては、三田村泰助「ムクン・タタン制の研究」『清朝前史の研究』(同朋舎、一九七二年)一九六―一九七年初出)、増

- 井寛也「滿族入関前のムクンについて―『八旗滿洲氏族通譜』を中心に―」（『立命館文学』五二八、一九九三年）を参照。八大ムクンとは、①瓜爾佳氏②鈕祜祿氏③舒穆祿氏④納喇氏⑤董鄂氏⑥馬佳氏⑦伊爾根覺羅氏⑧輝發氏で、いずれも古くからヌルハチの出自する建州左衛と密接な関係があった。
- (59) 三田村泰助「明末清初の滿洲氏族とその源流」『清朝前史の研究』（同朋舎、一九七二年「一九六〇年初出」）、関嘉祿「清朝開国勳臣費英東簡論」（『故宮博物院院刊』第一期、一九八五年）を参照。
- (60) 李鳳民「和碩公主穆庫什的婚配問題」（『故宮博物院院刊』第二期、一九八四年）。
- (61) 三田村前掲註(58)(59)論文、増井寛也「ヌルハチ勃興初期の事蹟補遺―エイドゥルバトル自述の功業記を中心に―」（『大垣女子短期大学研究紀要』第四〇号、一九九九年）、増井前掲註(5)「グチュ（Gucu）考」論文を参照。なお、ニユフル氏とタタラ氏の家譜を精査し、清朝を通じて両家の人口分布を分析することで、権門旗人と寒門旗人に対して清朝政權の処遇に明確な差があったことを明らかにした労作に、頼惠敏「社会地位与人口成長的關係―以清代兩個滿洲家族為例」（『中央研究院近代史研究所集刊』第二期、一九九二年）がある。
- (62) 増井前掲註(61)「ヌルハチ勃興初期の事蹟補遺」論文、四四頁。
- (63) 順治初纂『大清太宗文皇帝実録』卷二二、崇徳元年四月一三日の条。なおエイドゥウの称号は、その後より中国的な雅号である「弘毅公」と改められたが、内三院の一つである内秘書院で編纂されたモンゴル語檔案“mongyol dangsa ebkemel -ün emkikkel nigedüger emkikkel”（内蒙古人民出版社、二〇〇三年）に“eyidu -yi yake bayatur giing cola -bar eriyged.（エイドゥウを「大勇公」という称号に奉じた。）”（二五頁）とあるように、当史料からも元来の称号は「大勇公」であったことが確認される。
- (64) 『世祖実録』卷八、順治元年九月壬子、卷六四、九年四月乙卯、卷六七、九年八月己酉、卷一二三、一六年正月壬寅の条を参照。
- (65) 一例として阿南惟敬「清初固山額真年表考」（『清初軍事史略考』甲陽書房、一九八〇年）二五〇頁を参照。
- (66) 『開国佐運功臣弘毅公家譜』三三二―三三三頁。
- (67) 拙稿「清朝内廷の成立」（近刊予定）。その内容については、すでに「清朝内廷の形成」（第十一回東洋史学研究会、於福岡大学

清朝入関後における内廷と侍従集団―順治・康熙年間を中心に―（内田）

- セミナーハウス、二〇〇八年六月)、「清朝内廷と侍從集団」(平成二〇〇年度九州史学会東洋史部会、於九州大学、二〇〇八年二月)と題し報告した。席上貴重な意見をいただいた諸先生方にこの場を借りて感謝の意を表したい。
- (68) 李鳳民「和碩公主穆庫什的婚配問題」(『故宮博物院院刊』第二期、一九八四年)。なお、磯部淳史氏も、順治帝即位をめぐりムクシを通じたニューフル氏と清朝皇族との関係について着目されている。磯部前掲註(33)論文を参照。
- (69) 『開国佐運功臣弘毅公家譜』四二三〜四頁に「伍爾錫、少選侍衛。太宗文皇帝初定侍衛等次時、擢爲頭等侍衛。公有膂力善撲、世祖章皇帝命與喀爾喀布庫相撲、連撲跌其二人、上深加褒獎、賜上方食品、隨賜副都統俸、在善撲處行走。」とある。
- (70) 李鵬年等編著『清代中央国家机关概述』(紫禁城出版社、一九八九年)一三七〜八頁。
- (71) 『開国佐運功臣弘毅公家譜』五二七頁。
- (72) 中国第一歴史檔案館蔵『滿文内国史院檔』(九州大学附属図書館所蔵マイクロフィルム)天聰八年檔、一九葉裏く表、天聰八年正月一八日。中国第一歴史檔案館編『清初内国史院滿文檔案訳編(上)』(光明日報出版社、一九八九年)五七頁。
- (73) 詳細は拙稿「清朝内廷の成立」(近刊予定)を参照。
- (74) 『聖祖実録』卷二二五、康熙二五年四月丙申の条、『八旗通志初集』卷三、旗分志。家譜によればその後まもなく乾清門三等侍衛、一等侍衛兼侍衛班領・侍衛什長に任用されている。
- (75) 『星源集慶』(学苑出版社、一九八八年)六〇・六八頁、『大清高宗純皇帝実録』卷七、雍正二三年一月辛亥の条。
- (76) 『八旗通志初集』卷三、旗分志。

(補註) 本稿の論旨に深く関わる満洲語の固有名詞のみ、片仮名で表記したのち括弧内で満洲語のローマ字転写と通行の漢字表記を示す。